

県民会議だより

ぼうついで

暴 追

No. **84**

1.1.2022

暴力団三ない運動
恐れない
金を出さない
利用しない

プラスワン
+1

交際しない



屏風ヶ浦
写真提供：銚子市



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議

(千葉県公安委員会指定)千葉県暴力団追放運動推進センター
〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番7号 千葉県酒造会館内
メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

ツイニゴヨー ヤクザゼロ

TEL **043-254-8930**

フリーダイヤル **0120-089354**



千葉県警察本部長 田中 俊恵

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ警察業務の各般にわたり深い御理解と御支援を賜っていることに心から感謝を申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢についてですが、暴力団構成員数は、徹底した取締りや皆様方と連携した各種暴力団排除対策の推進により、全国的にも千葉県内においても着実に減少しており、暴力団対策法が施行された平成4年の年末の数字と比較すると、約4分の1にまで減少しています。

しかし、六代目山口組の分裂が他団体にも影響を与えるなど、暴力団情勢は未だに流動的で複雑な様相を呈しており、さらに全国的に見ますと、暴力団員による銃器を使用した殺傷事件が発生するなど地域社会に不安を与えています。

暴力団は覚醒剤の密売やみかじめ料の不当要求、企業活動を仮装した資金獲得活動に加え、最近では、電話d c詐欺、新型コロナウイルス感染拡大に伴う持続化給付金などの公的補助制度を悪用した詐欺事件等、社会情勢の変化に応じた多種多様な犯罪を敢行しており、暴力団が平穏な県民生活における大きな脅威であることに変わりありません。

県警察では、こうした情勢を踏まえ、安全で安心な生活を確保するため、暴力団に対する警戒や取締りを強化しているところでありますが、言うまでもなく、暴力団の弱体化、壊滅を図るためには、社会全体で暴力団排除活動を推進することが必要不可欠であり、そのような意味からも、千葉県暴力団追放県民会議は、重要な役割を果たしていただいているところです。

本年は、暴力団対策法が施行されて30年という節目の年であります。

千葉県暴力団追放県民会議は、設立以来、不当要求防止責任者講習の実施はもとより、暴力団員を相手方とする民事訴訟の支援、少年の健全育成を図る少年指導員に対する研修会の実施、暴力団から被害を受けた際の訴訟費用の無利息・無担保での貸付け、暴力団員の離脱支援やその後の就労支援などの社会復帰対策等に御尽力いただくなど、暴力団排除機運の拡大に大きく寄与されております。

特に、指定暴力団の代表者等に対する損害賠償請求訴訟においては、昨年、暴力団の内部抗争に巻き込まれた被害者に対して、多額の賠償金を支払わせるという成果を挙げていただきました。

この取組は、暴力団に金銭的な打撃を与えただけでなく、今後、暴力団の抗争における拳銃などを用いた凶悪な犯罪を抑止することにつながるものと考えています。

県警察といたしましては、暴力団に対する徹底した取締りを行うとともに、千葉県暴力団追放県民会議をはじめとする関係機関や関係企業等の皆様と一層連携を深め、今後も暴力団排除対策を強力に推進して参りますので、引き続き御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、千葉県暴力団追放県民会議の一層の御発展と、皆様方の益々の御健勝、御多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞

令和3年度暴力団追放功労者表彰(金賞・銀賞・銅賞)、暴力追放功労団体表彰、暴力追放功労者特別表彰、暴力追放功労職員表彰及び感謝状が決定し、本県から次の個人が受賞されました。

暴力追放功労者表彰〈金章〉 暴力追放功労者表彰〈銅章〉



公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議
暴力追放相談員

川島 義美 様



公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議
暴力追放相談員

加瀬 勝巳 様

暴力追放功労職員表彰



公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議
暴力追放相談員

流 哲治 職員

令和3年度関東管区内暴力追放功労者表彰及び暴力追放功労団体表彰の受賞者・受賞団体が決定し、本県から次の団体が受賞されました。

暴力追放功労団体表彰



銚子市暴力団排除対策協議会 代表 越川銚子市長 様



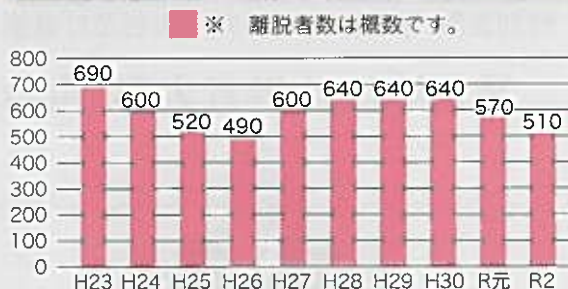
暴力団離脱者等社会復帰対策

社会から暴力団を排除するためには、暴力団構成員を組織から離脱させ社会復帰を促進する取り組みが重要です。

警察及び都道府県暴追センターが援助の措置を行うことにより暴力団から離脱することができた構成員は、令和2年中は約510人でした。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議では、関係行政機関や民間団体と連携を図り、暴力団社会復帰対策協議会を設立して、暴力団員の社会復帰を促進しています。

離脱者数の推移（全国）



暴力団社会復帰対策協議会

暴力団社会復帰対策協議会は、暴力団離脱者の就労支援を行うために、平成5年6月1日、千葉県警察をはじめ、国・県などの労働関係団体によって設立されました。事務局は公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（千葉県暴力追放運動推進センター）に置かれています。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（千葉県暴力追放運動推進センター）

暴力団社会復帰対策協議会事務局

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内
TEL 043-254-8930
メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

暴力団離脱者等受入事業所の募集

暴力団対策法施行後、当県民会議等に暴力団員やその家族等から「組織を離れたい」等の相談が寄せられています。離脱した暴力団員が社会復帰をするためには、就労による生活基盤の安定が何よりも必要です。暴力団から離脱し、真摯に社会復帰を望む人には、暴力団社会復帰対策協議会が手助けをしています。暴力団離脱者の就労対策に賛同していただける県内の事業所で、事務所に責任者がおり暴力団離脱者を監督することができる事務所の方がおりましたら是非当県民会議にご連絡ください。

暴力団離脱者雇用給付金制度

離脱者雇用給付金制度は、この法人の相談に係る離脱者を継続して3か月以上雇用した事業者のうち、
1 千葉県暴力団社会復帰対策協議会の会員等であり、公共職業安定所の紹介により離脱者を雇用したこと。
2 当該離脱者が千葉県内に事務所を有する暴力団組員であったこと、又は千葉県内に住居を有すること。
3 当該離脱者を雇用したことについて他の都道府県暴力追放センターから給付金の支給を受けていないこと。
の条件すべてを満たす事業者に対して5万円を上限とした給付金を支給します。

【公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議離脱者雇用給付金支給規程第2条・5条】

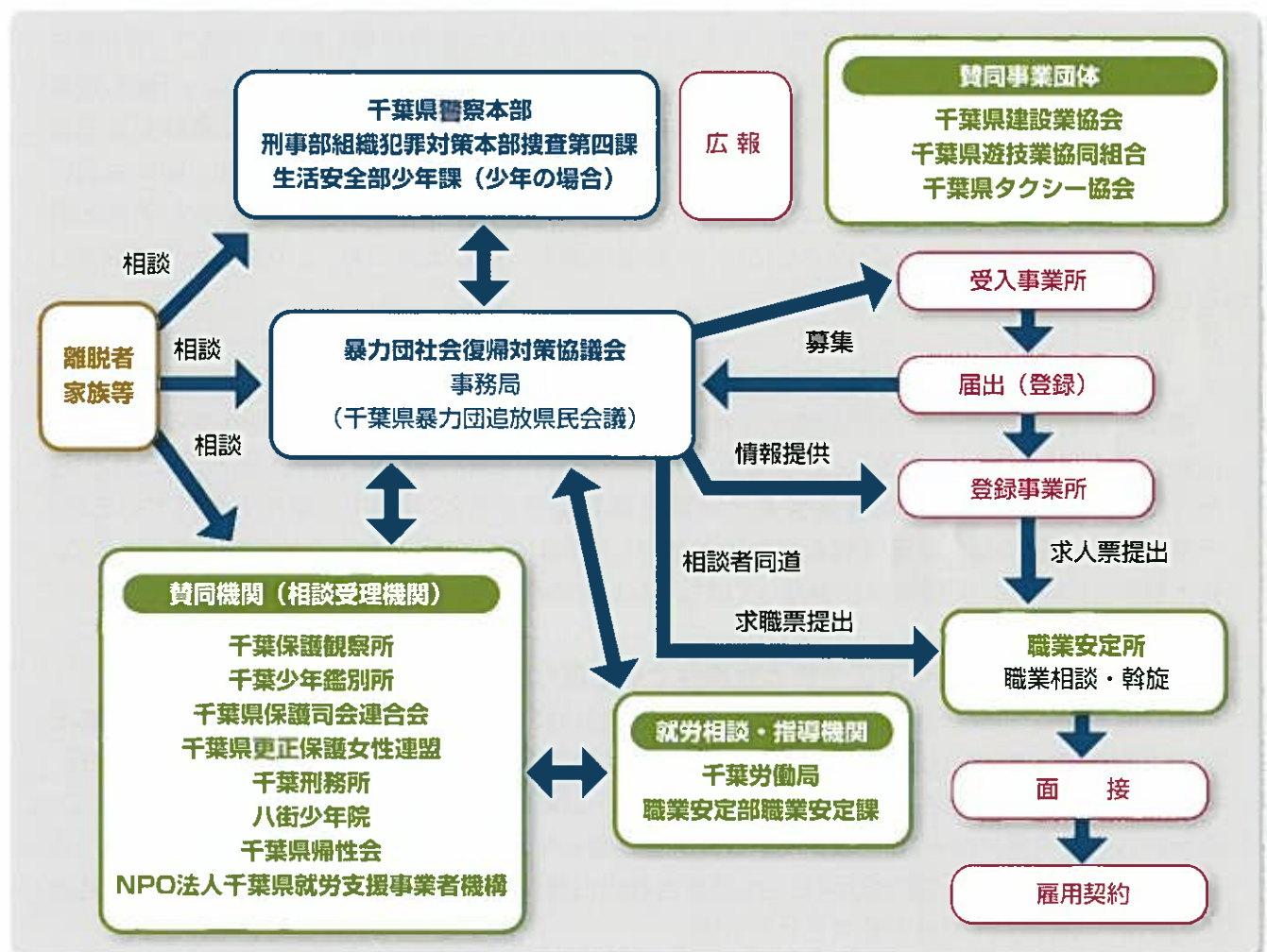
離脱者を受け入れるためのシステム・手順等

受入事業所として届出（登録）したからといって受け入れを強要されることはありません。

また、受入事業所が行う採否の決定は、あくまでも事業所の判断であることはいうまでもありません。

警察や県民会議では、次のような指導、助言、支援を行います。

- 警察や県民会議に、離脱者から就労相談があったときは、相談者が真剣に離脱しようとしているものかどうか、相談者の意思を確認し、就労にあたっての希望や特殊技能等を聴取します。
- 就労支援が必要と認めたときは、適宜、受入事業所へ離脱者に関する情報提供を行います。
- 受入事業所が受け入れを前提とした採用面接を行うことが可能と判断したときは、事業者は職業安定所に求人票を提出します。県民会議は相談者を職業安定所に同道して求職票を提出させます。
- 職業安定所の職業斡旋に基づき、受入事業所において所定の採用面接を行って採否を決定し、採用決定のときは雇用契約を締結します。



R2年度の離脱者就労事例

令和2年4月、刑務所から出所した元山口組々員から「もうヤクザに戻るつもりはない。今後は家族のために働こうと思っているが、仕事が見つからない。元ヤクザでも雇ってくれる会社を紹介して欲しい。」と就労の相談を受けた。

千葉県警察の社会復帰アドバイザー、担当警察官及び当県民会議担当職員が相談者と面接をした結果、就労意欲が確認出来たことから、公共職業安定所等と連絡を図り、暴力団社会復帰対策協議会に登録している受入企業（建設会社）の面接を受け建築作業員として就労することが出来た。

捜査事件コーナー No.51

捜査第四課

暴力団は、組織維持のため社会情勢の変化に応じた多種多様な犯罪を敢行し、資金を得ていることから、捜査第四課では、徹底した暴力団に対する取締りを行っております。

今回は、昨年扱った事件の一部について紹介します。

恐喝未遂事件で住吉会系傘下組織組員らを逮捕

住吉会系傘下組織組員らは、共謀のうえ、みかじめ料名下に金員を脅し取ろうと企て、令和3年4月6日、複数回にわたり、被害者の携帯電話に電話を架け、「佐倉でお店やってんの。」「俺も佐倉の責任者やっててよ、あんまりやられちゃうと俺も顔がねえんだよ。俺の言っている意味分かるよな。」「月3万円よこせてわけじゃねえし、月1万だったらよ。」等と申し向けて脅迫し、暗に金員の交付を要求し、要求に応じなければ、被害者の身体、財産等に危害を加えるかもしれない氣勢を示し、被害者から現金を脅し取ろうとしたが、被害者が警察に届け出たため、その目的を遂げなかったもの。

双愛会系傘下組織組員に対する再発防止命令の発出

違反行為者は、令和2年12月中旬から令和3年2月下旬にかけて、茂原市内に所在する飲食店等に対し、正月用飾りを購入すること等を要求したことから、令和3年4月2日付け及び同年5月26日付けで、茂原警察署長、勝浦警察署長及び東金警察署長から23件の中止命令を受けているが、千葉県公安委員会は、違反行為者が今後も反復して類似の要求行為を行うおそれがあるとして、発出日から1年の間、同種要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した。

持続化給付金不正受給詐欺事件で指定暴力団絆会系傘下組員らを逮捕

指定暴力団絆会系傘下組員らは、共謀のうえ、給付対象の個人事業者ではないのにこれをおるかにように装って、中小企業庁所管の持続化給付金をだまし取ろうと企て、令和2年7月27日、インターネット上に開設された持続化給付金申請ページに接続し、虚偽の内容を入力するなどして、同庁から委託を受けた一般社団法人等の審査担当者らを介し、当該申請が適格性等を有している正当なものと誤信させ、同年8月4日、共犯者名義の口座に、前記持続化給付金100万円を振込み入金させ、人を欺いて財産を交付させたもの。



捜査第四課 お問い合わせ先

暴力団に関するご相談は、最寄りの警察署刑事（二）課又は千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課対策係まで

県警本部電話 043-201-0110(代表)

協議会・総会・研修会等の開催

◆ 地域一丸となった暴排対策 (令和3年7月21日)
令和3年度銚子市暴力団排除対策協議会総会



◆ 明るいゴルフ場づくりを推進 (令和3年8月23日)
令和3年第1回暴追活動推進委員会・会報委員会合同会



◆ 警備業界から暴力団排除 (令和3年10月6日)
令和3年度千葉県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会総会



◆ 暴力団との対決姿勢堅持 (令和3年10月12日)
令和3年度千葉県生保警察連絡協議会総会



◆ 情報交換による不正請求排除 (令和3年11月22日)
令和3年度千葉県損害保険防犯対策協議会総会



◆ 弁護士会・県警・県民会議の三者連携 (令和3年11月30日)
第28回千葉県民事介入暴力対策拡大協議会



◆ ゴルフ場から暴力団排除 (令和3年11月30日)
千葉県ゴルフ場暴力追放協議会令和3年度総会



◆ 千葉県暴力団社会復帰対策協議会DVD作成
令和3年度千葉県暴力団社会復帰協議会総会がコロナ禍で開催出来なかったためDVD（書面報告）を作成し会員様に配付した。



～暴力団対策法施行 30周年～

暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の防止等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置を講ずること等により、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的として同法が制定され、本年は施行30周年となります。

今後とも、県民生活と事業活動を守るため暴力団の排除の取組に、ご理解、ご協力をいただけますよう、お願いいたします。

みんなの意識をひとつに。 社会全体での暴力団排除。



不当要求防止責任者講習の実施にあたって

千葉県暴力団追放県民会議では、講習に先立ち職員がうがい、手洗い、検温など基本的な体調管理を行い、講習等を推進するにあたって「三つの密」の回避、「検温」、「マスク着用」、「手指消毒」、「会場の換気」など新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底の上実施しています。

感染状況によっては、事業予定を急ぎよ変更するなどご迷惑、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、責任者講習等の変更日程につきましては、千葉県暴力団追放県民会議のホームページをご確認ください。また、これまで責任者の選任届出先は、地元警察署のみとしていましたが本年6月から警察庁ホームページの警察行政手続サイトからも申請できます。



賛助会員募集



千葉県暴力団追放県民会議では、企業、団体、個人などの県民総ぐるみによる暴力団追放運動を広範囲に展開していくため、ご賛同、ご支援をいただける事業所、個人の方々を「賛助会員」として募集しています。令和3年5月現在26団体261企業にご加入していただき、暴力団追放の旗印のもとに活動を進めています。

- 入会手続／千葉県暴力団追放県民会議事務局 (043-254-8930) までご連絡ください。入会申込書をお送りします。
- 賛助金／千葉県暴力団追放県民会議は、公益財団法人ですので、賛助金は税法上の優遇措置を受けることができます。賛助会員の皆様には、会員章(縦45cm・横15cm)の交付、機関紙、暴追資料・ポスター等の配付を行います。



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内

TEL: 043-254-8930 FAX: 043-227-7869

ホームページ <https://boutsui-chiba.jp/>  ツイニゴヨーヤクザゼロ 

メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

